

委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報

1 廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(1) 感染性産業廃棄物

ア 鋭利物（黄）

(ア) 内容物

注射針、穿刺針、メス刃、カミソリ、輸液セット一式、破損したバイアル類、カットしたアンプル、縫合器等

(イ) 荷姿

容量1ℓ、3ℓ、10ℓ、14ℓ、18ℓの携帯用鋭利物排気用機及び容量40ℓ、48.5ℓのレオペール（専用密閉容器）

イ 血液等汚染物（赤）

(ア) 内容物

- ・ 血液、血清、血漿及び体液
- ・ 手術及び病理検査に伴い発生する病理廃棄物（臓器、組織、骨片、血液及び体液等）
- ・ 感染症の治療検査などに使用された後排出されたもの（体液が多く付着したもの）

(イ) 荷姿

40ℓ、70ℓのレオペール（専用密閉容器）

ウ その他（オレンジ）

(ア) 内容物

- ・ 血液等が付着したディスポ注射シリンジ、各種チューブ類、カテーテル類、生ワクチン、バイアル、血液製剤のバイアル、吸引のディスポ袋
- ・ 紙オムツ類（特定の感染症患者が使用したもの、血液が付着したもの）、血液及び体液が付着したガーゼ、ギプス、ディスポシート及び布類等
- ・ 感染症病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室から治療及び検査等で使用された後排出されたもの
- ・ 薬剤耐性菌検出等経路別感染対策を実施している患者から排出されたもの

(イ) 荷姿

50ℓのメディカートン（ダンボール製廃棄物容器）

(2) 廃プラスチック類

ア アンプル

(ア) 内容物

空のプラスチックアンプル（微量の薬液が残存していることがある）等

(イ) 荷姿

4 m³のコンテナ

イ コンテナ

(ア) 内容物

空の薬液ボトル（微量の薬液が残存していることがある）等のプラスチック製品

(イ) 荷姿

8 m³のコンテナ

ウ その他（機密ごみを含む）

(ア) 内容物

機密情報を含むCD等のプラスチック製品及びゴム手袋、包装袋等その他のプラスチック製品

(イ) 荷姿

黒色ビニール袋（機密ごみ）及び透明ビニール袋（その他）

(3) 混載ごみ（大型ごみ）

(ア) 内容物

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、木くず

(イ) 荷姿

バラ積み

2 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該廃棄物の性状の変化に関する事項

(1) 感染性産業廃棄物

保管期間が長いと腐敗及びそれに伴う悪臭を生じることがある

(2) 廃プラスチック類（アンプル、コンテナ、その他）

廃棄されたプラスチック製品に揮発性の高い薬液が残存していることがある

3 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

なし

4 その他廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

なし

5 委託契約の有効期間、発注者が受注者に支払う料金、受注者の許可証の事業の範囲及び上記1から4までに記載の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

発注者は、書面によりその旨を速やかに受注者に通知するものとし、廃棄物の適正な処理に必要と認められるその他の情報についても受注者の求めに応じて提供するものとする。

6 委託業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は発注者から委託された処分業務が終了した後、電子マニフェスト上で処分終

了報告を行うことをもって終了報告を行うこと。